

5 外出

障害程度および種別の区分 身 知

(身体障害)

障害の種別 視覚障害 第1種身体障害者 1級から3級及び4級の1 第2種身体障害者 4級の2、4級の3、5級及び6級

障害の種別 聴覚障害 第1種身体障害者 2級及び3級 第2種身体障害者 4級及び6級

障害の種別 平衡機能の障害 第1種身体障害者 該当なし 第2種身体障害者 3級及び5級

障害の種別 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 第1種身体障害者 該当なし 第2種身体障害者 3級及び4級

障害の種別 肢体不自由 上肢 第1種身体障害者 1級、2級の1及び2級の2 第2種身体障害者 2級の3、2級の4及び3級から6級

障害の種別 肢体不自由 下肢 第1種身体障害者 1級、2級及び3級の1 第2種身体障害者 3級の2、3級の3及び4級から6級

障害の種別 肢体不自由 体幹 第1種身体障害者 1級から3級 第2種身体障害者 5級

障害の種別 肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動 機能障害(上肢機能) 第1種身体障害者 1級及び2級 第2種身体障害者 3級から6級

障害の種別 肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動 機能障害(移動機能) 第1種身体障害者 1級から3級 第2種身体障害者 4級から6級

障害の種別 心臓、じん臓もしくは呼吸器または小腸の機能障害 第1種身体障害者 1級、3級及び4級 第2種身体障害者 該当なし

障害の種別 ぼうこうまたは直腸の機能障害 第1種身体障害者 1級及び3級 第2種身体障害者 4級

障害の種別 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害 第1種身体障害者 1級から4級 第2種身体障害者 該当なし

(知的障害)

第1種知的障害者 療育手帳A

第2種知的障害者 療育手帳B

注) ①上記の表に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者となります。

②第1種身体障害者と第1種知的障害者を合わせて第1種障害者、第2種身体障害者と第2種知的障害者を合わせて第2種障害者と呼んでいます。

[公共交通機関]

J R (J R以外の民営鉄道の割引は会社ごとに異なることがあります) 身 知

第1種障害者※ 割引の対象 本人が単独で利用する場合 種類 普通乗車券 割引率 5割引 割引特記事項 鉄道は片道100kmを超えて利用する場合に限る

第1種障害者 割引の対象 本人と介護者が同伴で利用する場合 種類 普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 割引率 本人 介護者とも5割引 割引特記事項

介護者は1名のみ適用

距離制限は有りません

小児定期乗車券の割引は有りません

※介護者の定期乗車券は介護者が「通学者」であっても「通勤定期券」を割引きします

第2種障害者 割引の対象 本人が単独で利用する場合 種類 普通乗車券 割引率 5割引 割引特記事項

鉄道は片道 101 kmを超えて利用する場合に限る

第2種障害者 介護者（障害のある子どもと同伴の場合） 種類 定期乗車券 割引率 5割引 割引特記事項

12歳未満の障害のある子どもが、介護者とともに定期乗車券に利用する場合に限り、介護者1名のみ適用

※介護者の定期乗車券は介護者が「通学者」であっても「通勤定期券」を割引きします

手続き 事前にみどりの窓口に身体障害者手帳、または療育手帳を呈示して購入してください。なお、乗車中は必ず身体障害者手帳、または療育手帳を携帯してください。

窓口 JR各駅、民営鉄道各駅

注) ①グリーン車は除かれます。

②12歳未満の障害のある児童については、小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はされません。

※1種身又は知、大人の方は障害者用のICカード（Suica PASMO）がご利用いただくことができます。詳しくはJR・民営にお問い合わせください。

国内航空 国内旅客船 身 知 精

対象

①身体障害者手帳所持者

②療育手帳所持者

③精神障害者保健福祉手帳所持者

④介護者

注意事項

手帳の種別、等級、年齢などにより、割引運賃が適用されない場合があります。

割引運賃および購入手続などは、各航空会社、各船舶会社がそれぞれ設定します。このため割引運賃制度のない事業者や割引運賃適用のない路線もあります。

あらかじめ、市役所障害福祉課にて、割引対象者の証明を受ける必要がある場合もあります。

購入手続時、実際の利用時などにおいて、手帳の呈示が求められる場合があります。

窓口 利用される各航空会社、各船舶会社に、直接お問い合わせください。

有料道路通行料金割引 身 知

対象者

① 障害者ご本人が運転される場合 身体障害者手帳の交付を受けている方

② 障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合 第1種身体障害者と指定されている方
療育手帳Aの方

割引額 50パーセント（半額）

手続き ○オンラインによる申請（マイナンバーカードが必要となります）

詳細な手続き方法については、下記のURLからご確認ください。

URL <https://www.expressway-discount.jp>

○書面による申請

必要書類をご用意いただき、障害福祉課窓口にお持ちください。なお、必要書類等の詳細については、下記のURLの「首都高ドライバーズサイト」障害者割引（ETC 現金車）のページから確認ください。

URL https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan_8/

※親族である方の確認のために、住民票等をご提出いただく場合があります。

窓口 首都高お客様センター（24時間） 電話 03-6667-5855

有料道路 ETC 割引登録係（平日 9 時から 17 時） 電話 045-477-1233

※障害福祉課では、ETC 登録係に提出する申請書の受付のみの窓口となるため、必要書類や制度の内容に関するお問い合わせは、上記の窓口をお願いします。

バス 身 知 精

対象者 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、介護者（介護者の要否認定は各社の裁量で行われます）

割引率 普通乗車券 50 パーセント、定期乗車券 30 パーセント

手続き 障害者手帳所持者が単独で乗車する場合は、手帳を呈示してください。

窓口 各バス会社

※バス会社によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。

※市内を運行するバスでは、精神障害者保健福祉手帳での定期乗車券の割引がありません。

※市内を運行している「おさんぽバス（浦安市コミュニティバス）」では、障害者手帳所持による割引はありません。

バス 鉄道共通 I C カード利用負担額の助成 身 知 精

内容 I C カードを使用することができるバス 鉄道を利用した場合、その利用額の一部を助成します。バスを利用する場合には、障害者手帳を提示し割引料金が設定されてから I C カードで利用料金を支払ってください。※鉄道については、割引の仕方がそれぞれ異なりますので、利用する鉄道会社に確認してください。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※小学生未満を除く

助成額 3,000 円

必要書類 I C カード利用明細書又は入金（チャージ）明細書

窓口 障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougaifukushi@city.urayasu.lg.jp

タクシー料金 身 知

対象者 身体障害者手帳、療育手帳所持者

内容 タクシー料金を 1 割引きします。※乗車の際、運転手に手帳に貼付されている写真を提示してください。

窓口 千葉県タクシー協会 千葉市中央区市場町 7-9 千葉県土地開発公社内 電話 043-307-7002 ファクス 043-307-7003（忘れ物 ご要望は、千葉県タクシー運転者登録センター 電話 043-215-7221）

福祉タクシー利用料金の助成 身 知 精

内容 市と契約したタクシー会社のタクシーを利用したとき、タクシー料金の一部を助成します。

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方は、障害者タクシー運賃割引（1 割引）をした後の料金額から助成します。

※利用できるタクシー会社について、詳しくはお問い合わせください。

※通常料金を支払う時にタクシー券を運転手に渡してください。

※本人以外の利用はできません。また、料金精算後のタクシー券の後出しもできません。

※自動車燃料費助成と福祉タクシー利用料金の助成は同じ月ではタクシー利用料金のみの助成となりますので、ご注意ください。

対象者 ①身体障害者手帳 1 級 2 級（視覚障害のある方は 3 級以上）の方

②療育手帳④ Aの1 Aの2の方

③精神障害者保健福祉手帳1級 2級 3級の方

助成額 一般利用 タクシー料金の半額を助成（1回につき1,500円が限度）

介護利用 タクシー料金（介護保険適用部分を除く）の9割を助成（1回の限度額はありませぬ）

※いづれも1か月につき20,000円が限度

窓口 障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougaiukushi@city.urayasu.lg.jp

自動車運転免許取得の助成 身

内容 身体に障害のある方の社会参加を促進し、福祉の増進を図るため、運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成します。助成は1回限りです。

対象者

①、②ともにあてはまる方

①身体障害者手帳所持者

②自動車免許の取得により、就労等の社会参加が可能になる方

助成額 免許取得に直接要した費用。ただし、10万円が限度

必要書類 自動車運転免許証の写し、免許取得費用の受領証明書または領収書
（免許取得後6ヶ月以内に申請してください。）

窓口 障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougaiukushi@city.urayasu.lg.jp

自動車改造費の助成 身

内容身体障害のある方が、自ら運転する自動車を改造する場合にその費用の一部を助成します。

対象者

①から③ともにあてはまる方

①肢体不自由で身体障害者手帳の交付を受けている方

②自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）および駆動装置（アクセルおよびブレーキ）などの一部を改造する必要がある方

③すでに改造費の助成を受けた自動車を所持していないこと（廃車又は売却などがわかる証明書を提出）

助成額 15万円が限度

必要書類

①自動車検査証の写し ②自動車運転免許証の写し ③自動車改造を行う業者の見積書（自動車の改造箇所と改造経費を明らかにしたもの）（自動車改造後6ヶ月以内に申請してください。）④既に本制度で助成を受けたことがある方は、助成の対象となった自動車の廃車又は売却の証明書

窓口 障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougaiukushi@city.urayasu.lg.jp

自動車燃料費助成 身 知 精

内容 障害のある方が通院や外出などで自動車を利用する際の、自動車燃料費（ガソリン代）の一部を助成します。

※自動車燃料費助成と福祉タクシー利用料金の助成は、同じ月ではタクシー利用料金のみの助成となりますのでご注意ください。

※領収書は原本を提出いただきますので、返却が必要な場合はご連絡ください。

対象者 浦安市に在住し、次の要件に該当する方。

- ①身体障害者手帳 1 級 2 級、3 級（視覚障害に限る）をお持ちの方
- ②じん臓機能障害で手帳があり人工透析を受けている方
- ③療育手帳④ ④-1 ④-2 A-1 A-2 をお持ちの方
- ④児童相談所又は知的障害者更生相談所において最重度又は重度の知的障害と判定を受けた方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳 1 級 2 級 3 級をお持ちの方

また、上記の対象者の方が含まれる世帯の世帯員が、自動車検査証に記載されている所有者又は使用者であることが必要です。

※次の場合は受給できません。

- ①1 ヶ月あたりの燃料費が 2,000 円未満の場合
- ②福祉タクシー券を利用した月
- ③施設などに入所中の方
- ④病院などに 3 か月以上入院中の方

助成額 月額 2,000 円

必要書類

【認定書類】

資格認定申請書に次のものを添付して、資格認定申請をしてください。

- ①手帳の写し
- ②手帳所持者または同一世帯の方の運転免許証の写し
- ③自動車検査証などの写し
- ④ 振込みする口座の確認ができるもの

【助成金交付申請】

資格認定がされたあと、次のものを持って助成金の交付申請をしてください。

- ① 浦安市重度障害者等自動車燃料費助成金交付申請書
- ②ガソリンを入れたことが証明できるもの（2,000 円以上の領収書 レシートなど）

窓口 障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

ちば障害者等用駐車区画利用証制度 身 知 精

内容 公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害のある方や要

介護 1 以上の高齢者など、歩行が困難な方が利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度です。

対象者 日常生活で、歩行が困難であると認められる方

例…障害のある方、要介護 1 以上の高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など

申請には、申請書と障害者手帳などの下記の確認書類が必要です。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

- 確認書類 障害のある方 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
難病患者 徳手疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれか
高齢者等 介護保険被保険者証
妊産婦 母子健康手帳（妊娠 7 ヶ月から出産予定日から 1 年）
けが人 郵送希望者 次にあげるいずれかの書類 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証

明書等（原則1年以内のもの） 身分証明書（保険証、運転免許証 等）

※代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類

窓口（障害のある方 難病患者）

障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougaifukushi@city.urayasu.lg.jp

（要介護1以上の高齢者）

介護保険課 電話 047-712-6406 ファクス 047-390-7918

メール kaigohoken@city.urayasu.lg.jp

（妊産婦）

母子保健課 電話 047-381-9034 ファクス 047-381-9083

メール boshih@city.urayasu.lg.jp

（けが人など 郵送を希望する方）

千葉県健康福祉指導課 電話 043-223-3924 ファクス 043-222-6294

駐車禁止規制適用除外 身 知 精

内容 障害のある方の活動の場を広げる一助として、駐車禁止場所として指定した場所に駐車できるように交通規制の対象から除外する措置があります。

※すべての駐車を規制の対象から除外するものではなく、真にやむを得ない場合に除外対象とするものであり、緊急自動車の妨害となりうる場合や駐車場の確保がある場合は駐車場を利用するなどしてください。

対象者 別表の障害のある方等で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症患者に限る）の交付を受けている方

※身体障害のある方等で別表の障害等をお持ちの方ご本人に交付されますので、自動車をお持ちでない方、免許証をお持ちでない方でも申請できます。

必要書類 ①駐車禁止除外指定車標章交付申請書（警察署で配布、または、千葉県警察ホームページからもダウンロード可能）

②身体障害者手帳または療育手帳等の原本 写し2通

※身体障害のある方等で歩行困難な方については、原則として本人が申請者となります。ただし、申請者が未成年や視覚障害等の理由で申請することができない場合については、代理人申請が可能ですが、代理人となれる方の範囲が定められております。また、その場合、上記の①、②以外にも必要書類がありますので、申請先警察署交通課にお問い合わせください。

窓口 浦安警察署交通課 電話 047-350-0110（月から金曜日の執務時間内。ただし年末年始、祝日及び振替休日を除く）

（別表）

身体障害者手帳 対象

①視覚障害 1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1

②聴覚障害 2 級から 3 級

③平衡機能障害 3 級

④上肢不自由 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2

⑤下肢不自由 1 級から 4 級までの各級

⑥体幹不自由 1 級から 3 級までの各級

⑦心臓 腎臓 呼吸器 膀胱 直腸 小腸機能障害 1 級及び 3 級

⑧肝臓機能障害 1 級から 3 級までの各級

⑨ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1 級から 3 級までの各級

⑩乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

上肢機能 1 級および 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）

移動機能 1 級から 2 級までの各級

療育手帳 対象

① ①-1 ①-2 A-1 A-2

療育手帳の程度の基準表の最重度及び重度

精神障害者保健福祉手帳 対象 1 級

小児慢性特定疾患児手帳 対象 色素性乾皮症患者に限る

浦安市運動公園外 3 施設駐車場の駐車場利用料金の割引 身 知 精

内容 別表の施設において、駐車場利用料金を割引します。

対象 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が乗車または運転する場
合

手続き方法 「浦安市運動公園外 3 施設駐車場の駐車料利用料金に関する届出書」を利用する施設の担当課にご
提出ください。届出書を提出した翌々月から、駐車した際に自動で割引が適用されます。なお、適用までの期間
は、交付を受けている手帳を事前精算の際にご提示いただくことで割引が適用されます。

※いずれかの窓口に提出することで、すべての施設の駐車場が割引となります。

窓口 市民スポーツ課

電話 047-712-6818 ファクス 047-351-5494 メール sisupo@city.urayasu.lg.jp

みどり公園課

電話 047-712-6513 ファクス 047-352-7996 メール kouen@city.urayasu.lg.jp

環境衛生課

電話 047-712-6495 ファクス 047-381-7221 メール eisei@city.urayasu.lg.jp

（別表）割引対象施設および割引後の料金

施設駐車場名（問い合わせ先） 運動公園第 1 第 2（市民スポーツ課） 浦安ドッグラン舞浜（環境衛生課）

料金体系 通常料金設定 入庫後 30 分無料 30 分以降 3 時間 30 分まで 60 分/50 円 平日 7～19 時 20 分/50
円 土日祝 7～19 時 20 分/100 円 全日 19～7 時 60 分/50 円

最大料金設定 300 円

施設駐車場名（問い合わせ先） 総合公園（みどり公園課） 総合公園(球技場)（市民スポーツ課） 高洲海浜公
園（みどり公園課）

料金体系 通常料金設定 入庫後 30 分無料 全日 0～24 時 60 分/50 円 最大料金設定 昼間最大(8～22 時)
300 円 夜間最大(22～8 時) 300 円

〔福祉カー〕

福祉車両「ハートフル号」の貸出

内容 車いすに乗ったまま利用できるスロープ付き軽自動車を貸し出しています（運転手無し）。走行距離に応
じた燃料代をいただきます。

対象

①歩行困難な障害のある方や高齢者とその家族

②社会福祉団体と社会福祉施設

③社会福祉ボランティア

貸出日数原則として週に3日間まで

必要書類 使用する日の1カ月前の同日から電話予約可能。3日前(土 日 祝を除く)までに申請書を提出。

※運転される方の免許証をお持ちください。初めて利用の方は車両の説明があります。

窓口 浦安市社会福祉協議会

電話 047-355-5271 ファクス 047-355-5277 メール fukushi@urayasushi-shakyo.jp

リフト付き大型バス 「スマイル号」の貸出

内容 障害のある方や高齢者団体などの社会参加を促進するため、団体が主催する行事に、リフト付き大型バスを貸し出しています(運転手つき)。

利用人数 20人以上

乗車可能人数

車いす0台のとき 正座席37人、補助席6人

車いす1から3台のとき 正座席35人、補助席6人

車いす4台のとき 正座席33人、補助席6人

利用可能時間 午前9時から午後5時

運休日 毎週月曜日(休日の場合は次の平日)、年末年始(12月29日から翌年1月3日)、車両整理日

料金 バスの使用料と燃料代は無料。有料道路通行料金、駐車場使用料金、その他バスの運行にかかる有料施設の利用料金は使用された方の負担。

予約方法 必要書類 団体の所管課を通して、使用する日の6カ月前から予約可(ただし、障害福祉団体は1年前から可)。予約後、①リフト付き大型バス使用許可申請書 ②事業計画書 ③使用者名簿を、使用する日の10営業日前までに団体の所管課へ提出。

バス使用后、15日以内に事業報告書の提出が必要。

窓口 障害事業課 電話 047-712-6397 ファクス 047-355-1294

メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp